明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（**国家公安委**一三）　一

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**四六）　三

○先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（**同**四七）　三

○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**四五五）　四

○建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（**国土交通**一九三）　五

○防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（**同**一九四）　六

○一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件（**同**一九五）　七

○二十分間防火設備の構造方法を定める件（**同**一九六）　七

○防火壁及び防火床の構造方法を定める件（**同**一九七）　七

○警報設備の構造方法及び設置方法を定める件（**同**一九八）　七

○建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針の一部を改正する件（**同**一九九）　七

○地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件等の一部を改正する告示（**同**二〇〇）　七

〔官庁報告〕

国家試験

税理士試験免除者公告（国税審議会）　三